

基本的考え方

- 現在、わが国は、「人口減少」と「地方の疲弊」という極めて深刻な構造的な課題に直面している。経済を持続的な成長軌道に乗せ、名目GDP600兆円を実現するには、潜在成長率が0%台半ばまで低下している現実を直視し、**人口減少による供給制約を乗り越える強力なサプライサイド政策・構造改革を、腰を据えて粘り強く断行することが不可欠**である。
- 規制・制度改革は、新市場創出、国内投資拡大、雇用促進、生産性向上などに繋がる最も有効な手段**であるが、未だ“岩盤規制”が残り、成長の障害となっている。また、地方に目を転じると、地方分権の進展に伴い地方自治体の自治事務が増え、国の関与が及ばない条例等による独自規制が足かせとなるケースもある。
- 安倍政権が目指す「**世界で一番ビジネスがしやすい国**」の実現に向け、国と地方が連携し、地域経済の中核的な役割を担う**中小企業や地域の挑戦の足かせとなっている規制について早期に見直す必要がある**。  
(※本意見書は、全国商工会議所の経営指導員による会員企業へのヒアリング等による“現場の生の声”をとりまとめたものである)

【世界銀行 ビジネス環境ランキング(OECD34ヶ国内順位)】

○日本再興戦略のKPI目標 = 「2020年までに3位以内」

○実績順位

2015年版	2016年版
19位	24位

- ① ニュージーランド
- ② デンマーク
- ③ 韓国
- ④ 英国
- ⑤ 米国
- ⑭ ス페인
- ⑮ 日本
- ⑯ チェコ

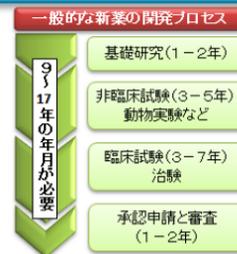
主な意見

中小企業の活力強化・生産性向上・創業・起業・ベンチャーの支援

○患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向け医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること

【理由】

希少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、患者数が少なく臨床試験が困難で、承認コストや期間の予測がつかず、研究開発が滞るため、国際先端テストにかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認期間を短縮する必要がある。



地方創生—観光資源の開発・活用

○地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること

【理由】

城跡などの歴史的建造物の復元は、文化庁が「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき判断しているが、自治体等からは、指導が厳格で、地域の歴史的建造物の復元ができないとの声があがっている。地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物を復元できないことが、大きな損失となっている。



仙台城では市内を一望できる建物(懸造)の復元計画が滞っている(写真はイメージ)

○地域資源を活用したユニークなデザインの歩行者用信号機の設置を認めること

【理由】

道路交通法により、歩行者用信号機の形は「人の形の記号を有する」とされているが、地域資源(例えば、地元出身の人物、有名なキャラクター、名産品)に由来した信号機のデザインを可能にすることで、地域の知名度向上と、それに伴うインバウンドをはじめとする観光客の増加が期待できる。



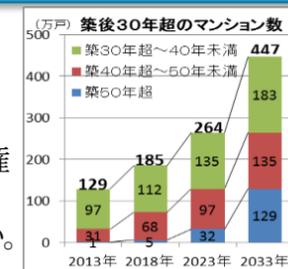
忠犬ハチ公をモチーフにした歩行者用信号のイメージ

地方創生—地域の安心・安全を支えるまちづくり

○区分所有法の建替え決議の成立要件を緩和すること、ならびに建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること

【理由】

老朽マンション建替えは喫緊の課題だが、「建替え決議」には、区分所有者および議決権の各4/5が必要であり、ハードルが大変高い。また、建替え決議が成立しても、建物賃貸借契約の解約正当事由ではないため、立ち退かせることができず、建替えが進んでいない。



○土地等の所有者情報明確化のため、被相続人の住所証明書類保存期間を延長すること

【理由】

空き地・空き店舗の利活用促進には土地・建物の所有者を明確にするために相続登記の活用が重要である。しかし、相続登記手続に必要な被相続人の住所証明書類(住民票、戸籍の附票等)の保存期間が5年間であることから、登記手続き時に当該書類が存在しないケースが発生しており、登記手続き停滞の一因となっている。



空き店舗の利活用促進が地方創生の課題

一億総活躍社会の実現—労働力不足への対応

○タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車免許の受験資格の要件(現行21歳以上で免許取得3年以上)を緩和すること

【理由】

タクシー業界における人手不足を解消するため、高卒新卒者がタクシー会社ですぐに就業できるよう、自動車学校等による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験資格の要件を見直す必要がある。



タクシー: 21歳以上



事業用飛行機: 18歳以上

地方創生—強い農林水産業づくり

○水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること

【理由】

現在、農地をコンクリートで地固めして植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。メロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。



東京都町田市の水耕栽培のメロン

○農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること

【理由】

農地を借りるリース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも株式会社に農地の直接所有を認める必要がある。



平成21年の農地法改正でリース方式であれば株式会社でも農地を借りられる

規制・制度改革の推進

○投資拡大・生産性向上を阻害する行政手続きについて、定量目標を定め計画的に効率化すること

【理由】

日本の行政手続きは、いたずらに手間がかかり、国内の投資拡大・生産性向上を阻害している。思い切った定量目標を定め、計画的に行政手続きの効率化を図る必要がある。

◆企業等にとって煩雑もしくは時間がかかっている行政手続きの例

- ・公共事業の入札手続き
- ・申告先が異なる税務申告手続き
- ・飲食店、建設業、運輸業、古物商などの営業許可手続き
- ・特殊車両を通行させる場合の道路通行許可申請
- ・鳥獣保護区や保安林の指定や解除申請 等

地方版規制改革会議の設置促進

○国の関与が及ばない規制・制度改革を推進するため、「地方版規制改革会議」の設置を促進すること

【理由】

地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治事務となり、国の関与が及ばない規制・制度も多い。「地方版規制改革会議」の設置を加速させ、地方創生の障害となっている規制・制度を取り除く必要がある。

◆「地方版規制改革会議」で検討すべき項目の例

- ・物流業の実態に合わせた駐車規制への見直しと駐車環境の整備
- ・文化財保護法における史跡等の現状変更を行いやすくすること
- ・歴史的建築物の活用を進めるため建築基準法の適用除外とする条例を制定すること
- ・立地場所の実態に合わせ、工場緑地面積を緩和すること
- ・高齢者等の理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準を定めること 等

[新]:新規の掲載項目 ㉗:平成27年度に記載した項目 ㉖:平成26年度に記載した項目

## I. 中小企業の活力強化・生産性向上

### 1. 創業・起業・ベンチャーの支援

- ①患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること[新]
- ②再生医療等製品と同様に希少疾病向け医療機器等における「条件・期限付き承認制度」を創設すること ㉗
- ③高齢者等の理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準のガイドラインを国が作成すること㉗
- ④ゴルフバーを風営法対象外とし、深夜0時以降の営業を認めること[新]
- ⑤個人事業主であるスナック、パブ等が切れ目なく営業しながら事業拡大のために法人化できるよう、風俗営業の許可の手続きを見直すこと[新]
- ⑥地域における創業促進のため、開業手続きのワンストップセンターを全国に設置すること ㉗

### 2. 科学技術・知的財産の活用

- ①自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度を整備すること[新]
- ②中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大等を図ること[新]
- ③知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請手続きを一括でできるようにすること ㉗
- ④模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること ㉗

## II. 地方創生

### 1. 観光産業の振興

- (1)観光資源の開発・活用
- ①地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること[新]
- ②地域資源を活用したユニークなデザインの歩行者用信号機の設置を認めること[新]
- ③国家戦略特区で認められている古民家等を活用した宿泊施設に対する旅館業法の特例措置について、その適用除外となる対象を広げるとともに、全国の希望する地域に拡大すること ㉗
- ④観光資源として水辺空間を有効活用するため、河川占用許可期間の延長(現行3年→10年)を早期実現すること ㉗

### (2)観光業の担い手確保

- ①第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる区域を拡大すること[新]
- ②民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること[新]

- ③構造改革特区等で認められている「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置を全国展開すること ㉗
- ④構造改革特区法等で認められている「特例ガイド」の特例措置を全国展開すること ㉗
- ⑤訪日外国人旅行者の急増に対応するため、道路運送法における貸切バスの営業区域の特例措置を恒久化すること ㉗

### 2. 強い農林水産業づくり

- ①水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること ㉗
- ②農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること ㉗
- ③農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること ㉗
- ④国家戦略特区で認められる農家が農地にレストランを設置できる特例措置を全国の希望する地域に拡大すること ㉖
- ⑤商工業者の農業参入を後押しする「国家戦略特別区域農業保証制度」を全国展開すること[新]
- ⑥林業再生の障害となる山林の所有・利用に関する制度を抜本的に見直すこと ㉗
- ⑦畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などとのイコールフットイングを確保すること ㉖

### 3. 地域の安心・安全を支えるまちづくり

- ①区分所有法の建替え決議の成立要件を緩和すること[新]
- ②区分所有法の建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること[新]
- ③土地・建物の所有者情報を明確化するため、被相続人の住所証明書類の保存期間を延長すること[新]
- ④薬局の店舗まで行って購入することが困難な高齢者等の買い物弱者のために、薬局による一般用医薬品の移動販売を認めること ㉖
- ⑤経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること ㉗
- ⑥路線バス事業者が路線バスの上限運賃の引き上げを柔軟に行えるようにすること[新]

### 4. 対日投資の促進

- ①対日投資家や高度人材に対し、永住権の取得に必要な滞在年数を短縮化すること[新]
- ②日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること ㉗

- ③外国企業や外国人の利便性向上を図るため、査証(ビザ)のオンライン申請を導入すること ㉗
- ④外国とのビジネス環境のイコールフットイングを促進するため、「社会保障協定締結国」を経済的に密接な国にまで拡大すること ㉗

## III. 一億総活躍社会の実現

### 1. 労働力不足対策への対応

- ①タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車免許の受験資格の要件(現行21歳以上で免許取得3年以上)を緩和すること ㉗
- ②トラックやバスのドライバー不足を解消するため、大型自動車免許・第二種中型自動車免許・第二種大型自動車免許の受験資格の要件(現行21歳以上で免許取得3年以上)を緩和すること[新]
- ③国家資格を持たない者が建設業の主任技術者になる場合の実務経験年数要件を短縮化すること[新]
- ④公共工事の経営事項審査について技術者1人につき3業種以上申請することを認めること[新]
- ⑤人材不足が深刻な中小企業が新卒者を採用しやすくなるよう、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること[新]
- ⑥医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上を図ること ㉗
- ⑦外国人技能実習制度について、介護分野や観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)を対象職種に追加すること ㉗

### 2. 子育て世代、高齢者、障害者が活躍する社会への環境整備

- ①「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること ㉗
- ②子育て支援に取り組む事業所に対する認定制度の導入促進等、社会総がかりで子育てを支援する環境づくりを進めること[新]
- ③車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」を実用化するため、「側車付き二輪自動車」の保安基準から不要な基準を外すこと ㉗

## IV. 規制・制度改革の推進

- ①投資拡大・生産性向上を阻害する行政手続きについて、定量目標を定め計画的に効率化すること[新]
- ②認可等の規制について、行政が定期的・自発的に見直しを行う仕組み(PDCA)を導入すること ㉗
- ③複雑になっている特区制度等を整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進すること ㉗
- ④地方公共団体における発生主義・複式簿記による会計制度の導入を徹底すること ㉗

## V. 「地方版規制改革会議」の設置促進

- ①国の関与が及ばない規制・制度改革を推進するため、「地方版規制改革会議」の設置を促進すること ㉗